

## 会員会社を対象に製品情報概要等に関する研修を実施

コード委員会と製品情報概要審査部会では、毎年会員会社の協力のもと製品情報概要や広告の審査を行なっている。

特に販売情報提供活動ガイドライン施行後は製薬企業が作成する製品情報概要や広告に対してより適切な作成が求められており、各会員会社では審査体制の強化に取り組んでいる。当協会では「医療用漢方製剤・生薬製品情報概要等作成上の留意点」を作成して、資材作成に当たっての留意点を示している。

### プロモーション用資材作成にあたって

2022年3月25日  
日本漢方生薬製剤協会  
コード委員会

### 3. 今回のまとめ

#### データの転載

- (1) データの転載にあたっては、製薬協「作成要領」を遵守することが求められます。
- (2) 製品一覧で臨床・基礎の科学的データを紹介する必要がある場合は、書誌事項の記載にとめてください。

#### 証に関わる情報

- (1) 証に関わる情報で、対象薬剤の効能・効果をより広く類推させる表現はできません。
- (2) 証に関わる情報は、対象薬剤の効能・効果を絞り込む位置づけと考慮してください。
- (3) 証に関わる情報は、成書を出典とするか監修が必要。出典・監修者名の明記を。
- (4) 生薬の薬能や成分で、それを含む処方薬の効能を類推させることはできません。

#### その他

日漢協では腹診等の理解促進を図るためのビジュアル表記を認めています。製薬協「作成要領」では、誤解を招く恐れのあるイラストの使用は「不可」となっています。イラストを掲載する場合は、その内容に十分に留意してください。

- (1) イラスト周囲に記載する内容は、証に関わる情報に相応しいものとしてください。
- (2) イラスト周囲の記載が、適応外使用推奨と解釈されないよう気を付けてください。
- (3) イラスト中に特定の臓器を示すことはできません。

コード委員会の活動の一環として、2022年3月25日(金)に製品情報概要審査部会員の(株)ツムラ本多正幸氏を講師として、日漢協会議室とZoomによるハイブリット形式で研修会を開催した。前身のコード審査会を含めても初めての開催である。当日はZoomから57名、会議室から6名の合計63名と多数の受講があり、関心の高さが確認出来た。研修内容は過去の審査結果で「不適切」「好ましくない」と判断された事例についてわかりやすく解説いただいた。

会員会社では本研修の内容を理解した上で今後の資材作成に活かしていただければ幸いである。今後も要望があれば継続開催していくことも検討したい。